

その後、GOCは、盛田英夫氏を理事長に選任し、任意団体として活動を展開していたが、同年11月14日、長野県から特定非営利活動法人としての認証を得、同月26日、設立登記を行った。

なお、2005年世界大会の大会協定は、平成15年6月28日、SOIとGOCの間で正式に調印され、成立している。

イ 特定非営利活動に係る事業の内容

(7) 2005年世界大会を組織し運営実行する事業

(4) 2005年世界大会のプレ競技会を運営実行する事業

(7) 2005年世界大会を運営実行するための資金を調達するため、2005年世界大会に賛同する企業団体の募集及び協賛金の調達を行う事業

(イ) 知的発達障害、2005年世界大会をテーマとしたPR及び広報事業

(オ) 知的発達障害、2005年世界大会に係る関連用品の販売

ウ 理事長及び所在地

(7) 理事長

盛田英夫

(イ) 所在地

東京都港区南青山5-4-29

(3) SONAの概要

ア 設立の経緯

SOIとGOCの間で調印した大会協定によれば、日本国内での開催権はGOCが有することになる。しかしながら、運営業務のほとんどは長野で行わなければならないことから、GOCに代わり2005年世界大会の運営に責任を持つ組織として、平成16年7月7日、SONAが設立された。

イ 特定非営利活動に係る事業の内容

(7) 2005年世界大会等を組織し運営実行する事業

(4) 2005年世界大会等を運営実行するための資金を調達するため、2005年世界大会等に賛同する企業団体の募集及び協賛金の調達を行う事業

(7) 知的発達障害、2005年世界大会等をテーマとしたPR及び広報事業

(イ) スペシャルオリンピックスムーブメントの推進

(オ) その他知的発達障害のある人々の自立、社会参加を促し、知的発達障害のある人々の成果や可能性を広く一般社会に周知するための事業

ウ 理事長及び所在地

(7) 理事長

安川英昭

(イ) 所在地

長野市若里6-7-17

エ GOCとSONAによる業務委託契約の締結

平成16年7月14日、2005年世界大会の開催権を有するGOCとその運営に責任を持つSONAの役割を明確にするため、GOCとSONAは、SOIの承認を得て業務委託契約を締結した。その契約内容は、GOCが大会運営業務のうち資金調達を除く業務を全面的にSONAに委託するもので、委託料は28億円であった。

オ 事務局体制

SONAは、長野オリンピック及び長野パラリンピックの運営主体の組織を参考として事務局の体制整備を進め、平成16年7月に発足した。事務局の職員は、多くの自治体及び民間企業・団体の職員を受け入れ、設立当初は54人、大会直前には130人であった。平成17年2月1日現在の事務局体制は、別記1のとおりである。

(4) 長野県職員の研修制度

ア 職員の研修に関する規程

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第39条第2項の規定により、常勤の一般職の職員に対して実施する研修に関し必要な事項を「職員の研修に関する規程」(昭和46年長野県訓令第5号。以下「職員研修規程」という。)で定めている。

その中で、国、他の地方公共団体、民間企業等へ職員を派遣し、知識及び技能の修得を目指す「派遣研修」という研修区分を設け、必要の都度、知事が別に定めるところにより実施するものと規定している。

イ 民間企業派遣研修実施要綱

民間企業への派遣研修は、昭和62年に定めた「民間企業派遣研修実施要綱」(以下「民間研修要綱」という。)に基づき、民間企業における実務のうち長野県の事務に寄与するものを体験、会得させることにより、職員の意識の高揚を図り、もって県行政の効率的な執行に資することを目的として実施されている。

民間研修要綱では、派遣期間は1年を限度とするが必要があると認める時は1年を超えない範囲内で延長することができること、研修生の給与、勤務時間その他の勤務条件は別に定めること、研修生は派遣研修終了後、研修結果について知事に報告書を提出し

なければならないこと、民間企業派遣研修の実施に当たっては、県及び派遣先企業との間において研修委託契約を締結すること等を規定している。

(5) GOC及びSONAへの長野県職員の派遣状況

ア 派遣方法、派遣人数及び派遣期間

知事は、2005年世界大会の開催が知的障害のある人たちの自律と社会参加を促進し、県民の障害者に対する理解を深めるまたとない機会であり、こうした大会に職員が参加し経験を積むことは、職員の意識の高揚を図るとともに県行政の効率的な執行に資すると判断したことから、民間研修要綱に基づき職務命令として、平成15年12月1日、1名の職員をGOCに派遣し、その後順次派遣人数を増やしていった。派遣人数、派遣期間等は、別記2のとおりである。

本県研修派遣職員に平成16年8月から平成17年9月までに支給した給与、諸手当等の総額は、218,919,215円である。

なお、平成16年7月14日、GOCとSONAは、大会運営業務のうち資金調達を除く業務を全面的にSONAが担当することを内容とする業務委託契約を締結している。これに伴い、知事は、同月31日以前にGOCへ派遣した職員については同年8月1日付けで派遣先をGOCからSONAへ変更する命令をしており、同日以降に派遣した職員については当初からSONAへ派遣する命令をしている。

イ 長野県職員研修委託契約書

長野県は、職員を派遣する都度、GOC又はSONAと民間派遣要綱に基づく「長野県職員研修委託契約書」(以下「研修委託契約書」という。)を締結している。

研修委託契約書によれば、「職員研修の内容は長野県とGOC(又はSONA)協議の上、別途定める」とあり、「研修生は、研修期間中において、原則としてGOC(又はSONA)の勤務に関する規程を準用するものとし、GOC(又はSONA)の定める者の指揮監督により研修を受講するものとする」とされている。また、「研修生の給料及び諸手当等の人件費は、すべて長野県の負担とし、長野県はGOC(又はSONA)への請求は行わない」とされている。

なお、研修期間中の旅費の支給については、「長野県とGOC(又はSONA)協議によるものとする」としている。

ウ 本件研修派遣における研修概要

本県研修派遣職員のSONAでの所属部署及び職名は、別記2のとおりである。

なお、SONA事務局における職名及び職ごとの職員数は、別記3のとおりである。

研修委託契約書第2条によれば、「職員研修の内容は長野県とGOC(又はSONA)協議の上、別途定める」とあるが、その定めはなかった。また、第5条では「GOC(又はSONA)の定める者の指揮監督により研修を受講するものとする」とあるが、本県研修派遣職員を指揮監督する者は、定められていなかった。

さらに、民間研修要綱では「研修生は派遣研修終了後、研修結果について知事に報告書を提出しなければならない」と規定しているが、報告書は一切提出されていない。

(6) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度等を整備することにより、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。)が平成12年4月26日に公布されている。

派遣法第2条では、「任命権者は、公益法人等のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例に定めるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員(条例で定める職員を除く。)を派遣することができる」と規定しており、特定非営利活動法人も法律上は派遣可能な団体となっている。

また、派遣法第6条第1項では、「派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない」と規定している。

派遣法の規定により、長野県では平成13年12月27日に「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」(平成13年長野県条例第38号)を公布している。

同条例第2条では、「公益法人等のうち、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる団体を人事委員会規則で定めるもの」としている。この規定を受けて「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」(平成14年人事委員会規則第1号)第2条では、財団法人長野県消防協会以下41団体を派遣することができる団体としているが、GOC及びSONAともに当該団体とはされていない。

なお、「公益法人等への職員派遣制度などの運用について」(平成12年7月12日付け自治公第15号自治省行政局公務員部長通知)によれば、派遣法は地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度等を整備することを目的としていることから、職員の資質向上、能力開発等の目的で地方公共団体の実務研修という職務に従事する場合、公益法人等の業務とあわせて地方公共団体の職務にも従事する場合等については、派遣法の対象外であり、従来どおり現行制度の適切な運用により対応すべきであるとしている。

2 判断

監査委員は本件請求を受理して以来、1で確認した事実関係に基づき協議を行ったが、最終的に意見の一致を見ることができず、法

第242条第8項の規定による合議が整わなかったため、監査の結果について決定をなし得なかった。

なお、参考として各監査委員の意見を添付する。

#### 多数意見（丸山委員、樽川委員、東方委員の意見）

「2005年世界大会は、アジアで初めて開催される世界大会であり、オリンピック、パラリンピック、スペシャルオリンピックスの3つのオリンピックが同一地域で開催される世界的に意義のある大会です。

知的発達障害のあるアスリートが個々の目標と可能性に向かってベストを尽くす競技の舞台を多くの市民の積極的な参加により創りあげ、勇気、喜び、感動を分かち合い、『皆で集い、共に楽しむ』大会を目指します。

スペシャルオリンピックスムーブメントを広げるとともに、スポーツを通じて平和で、障害、国籍等を越えた心のバリアフリーを世界に向けて発信し、誰にも開かれた人に優しい地域社会の創造を目指します。」

この理念のもとに2005年世界大会は開催された。この大会の成功は多くの県民の願いであり、そのためにSONAの果たした役割は大きなものがあった。

2005年世界大会は、開催権を持つGOCが開催準備を進めてきた。しかし、運営業務のほとんどを長野で行わなければならないことから、GOCに代わり大会運営に責任を持つ組織としてSONAが平成16年7月に設立された。両者はSOIの承認を得て業務委託契約を締結した。その内容は、資金調達を除く業務を全面的にSONAに委託するものであった。

SONAが設立された時、大会開催まで7箇月に迫っており、大会運営を担当する事務局体制の整備は喫緊の課題であった。SONA事務局は多くの自治体、民間企業・団体から職員の派遣を受け入れ、平成16年7月に54人体制で発足、大会直前には130人体制となった。長野県からは多くの職員が派遣され、SONA事務局員として2005年世界大会の成功に大きく寄与することとなった。

本県職員は、2005年世界大会が知的障害のある人たちの自律と社会参加を促進し、県民の障害者に対する理解を深めるまたとない機会であり、こうした大会に職員が参加し経験を積むことが職員の意識の高揚を図るとともに県行政の効率的な執行に資するとの判断のもとに研修派遣された。この大会に派遣された本県職員が、全世界から集まった選手のみならず、スタッフやボランティアの皆さんとともに円滑な大会運営に努め、大会の成功に寄与したことは、長野県にとっても本県研修派遣職員にとっても大きな財産となるものである。

SONAに研修派遣された職員の中には、管理的立場の職員が含まれており、事務総長や事務局長、各部の部長職に従事する職員もいたが、管理者としての現場感覚の醸成、政策立案能力及び管理能力の育成並びに将来の幹部候補生の育成も本件研修派遣の重要な目的であったこと、また、特定任期付職員（任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）も含まれているが、当該職員を県に採用する目的の一つが2005年世界大会の運営に対する助言であり、当該職員のSONAにおける成果及び実績は個人に還元される研修効果だけに留まらず、県政運営に携わる県職員全体にその効果が波及していることを考え合わせれば、本件研修派遣の目的は十分達成されたと考えられる。

さらに、喫緊の課題であったSONA事務局体制を早急に整備する必要性があったこと並びに派遣される職員の身分及び処遇の保障等を考慮する必要があったことから、職務命令による研修派遣が、現実的で合理的なものであったと判断される。長野県とSONAは研修委託契約書を締結しており、この契約に沿った研修派遣であることも確認された。他の自治体からも同様に職員が研修派遣されている。

研修結果の報告書が提出されていないこと、別途定めるとした研修内容が明確に定められていなかったこと、指揮監督する者も特定されていなかったこと等、一部に不適切な事務処理が認められる。この原因は関係する経営戦略局、社会部等関連部門の連携が不十分であったこと、相互牽制等の内部統制が脆弱であること等が考えられるが、早急にこれらの改善に努められたい。

請求人は、本件研修派遣は派遣法に基づかない違法又は不当な派遣であると主張しているが、SONAへの研修派遣が現実的かつ合理的であると判断されることから、請求人の主張は認められない。

#### 少数意見（高橋委員の意見）

##### (1) 本件研修派遣の目的

2005年世界大会に職員を派遣して研修させることは、職員の意識の高揚を図るとともに県行政の効率的な執行に資する上で必要なことと認められる。

ところで、本県研修派遣職員の中には特定任期付職員も含まれているが、そもそも特定任期付職員を採用できるのは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合である。当該特定任期付職員は、2005年世界大会の運営に対する助言を行うために採用されたのであり、採用後、研修目的でGOC及びSONAへ派遣することは当該職員の能力開発のためとは考えられない。ましてや、当該職員は、SONA事務局の最高責任者である事務総長の職に従事しており、研修を受ける立場ではなくSONAに派遣された研修生の指揮監督をしなければならない責任者であったはずである。

また、事務局長の職に従事した職員の派遣に関して、出納長は、平成16年9月県議会定例会本会議において「GOCから、スペシャルオリンピックスの担当も兼ねており、経験も豊富であり、緊急事態なので障害福祉課長の職にある職員を派遣して欲しいという強い要望があったので派遣した。」と答弁している。さらに、SONA事務局の組織体制から判断すると、事務総長を補佐する職は、参与（3名）、事務局長（1名）及び事務次長（2名）であったと考えられ、事務局長は事務総長とともにSONA事務局を管理統

括していたことになる。

以上のことから、事務総長及び事務局長としての職員の派遣目的は、職員の能力開発ではなく派遣先に対する人的支援であったと言わざるを得ない。

(2) 本件研修派遣の事務手続

民間研修要綱に定められた研修結果の報告書が一切提出されていないこと、さらに、研修委託契約書に基づく研修内容が定められておらず、本県研修派遣職員を指揮監督する者も特定されていなかったことを考え合わせると、これらの不適切な事務処理は、単なる事務処理上の過失から生じたものとは考えにくく、本件研修派遣がそもそも人的支援に他ならず、派遣の名目を研修目的として取り扱うこととしたために生じたものであると疑われても仕方がない。

(3) 結論

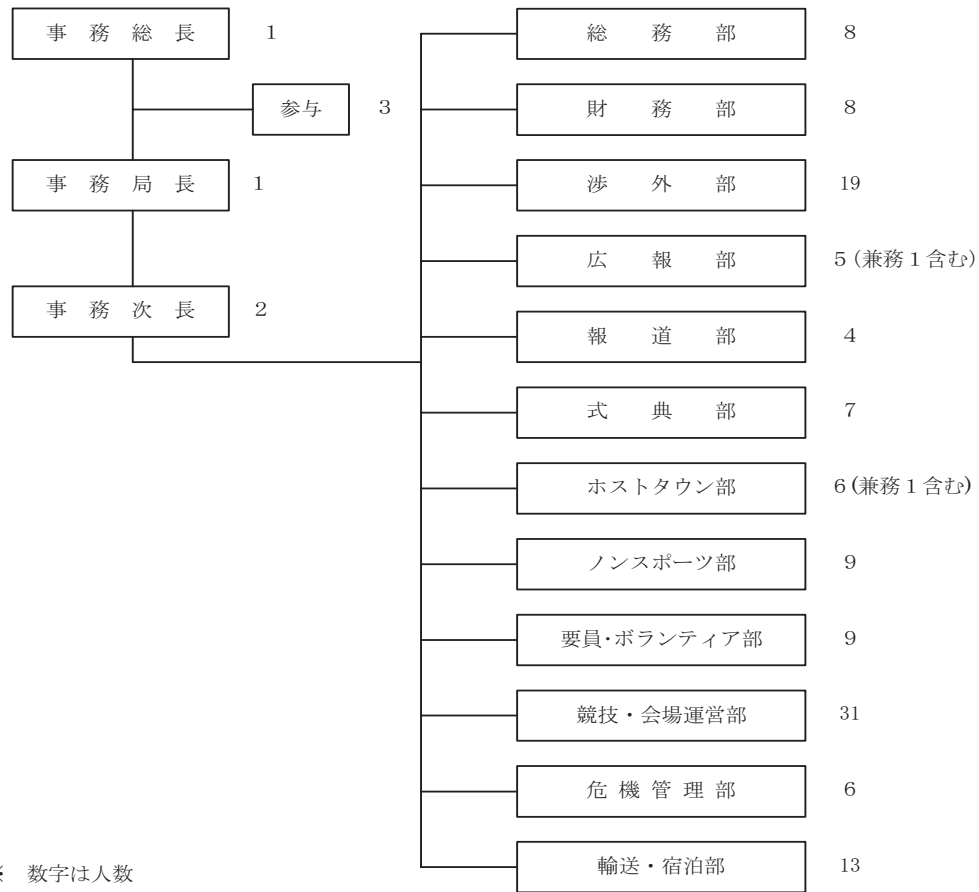
「地方公務員を地方公共団体以外の団体に職務専念義務を免除して派遣し、派遣先団体の業務に専ら従事させ、給与を地方公共団体が負担する場合の職務専念義務の免除の承認の適否の判断については、派遣目的、派遣先の性格及び具体的な事業内容、派遣職員が従事する職務内容のほか、派遣期間、派遣人数等諸般の事情を総合考慮し、派遣の公益上の必要性に照らして地方公務員法第30条（服務の根本基準）、第35条（職務専念義務）、第24条第1項（勤務条件の根本基準）の趣旨に反しないものといえるかどうかを慎重に検討すべきである」とする判例（平成10年4月24日最高裁判所判決）がある。

この判例によれば、職務命令による研修という形式を採用しさえすれば、無制限に当該地方公共団体以外の組織に職員を研修派遣できるわけではなく、研修等の名称の下で行われるものであっても、地方公共団体の勤務能率の発揮と増進を本来の目的としないものは、地方公務員法第39条の研修でないことはもとより、地方公共団体が独自に実施する研修にも該当しないことになる。

そこで派遣先の性格及び具体的な事業内容、本件研修派遣の目的、従事した職務内容等を考慮すると、本県研修派遣職員のうち事務総長と事務局長の職に従事した職員の派遣目的は、研修ではなく人的支援と断定せざるを得ない。2005年世界大会の運営業務は長野県がなすべき責を有する業務とは到底言えないことから、当該2名を職務命令により研修として派遣したことは、地方公務員法第35条に違反するものである。違法な措置を前提に行われた当該2名の職員に対する平成16年8月から平成17年9月までの給与支出（19,166,059円）は当然違法である。

知事は、平成16年12月県議会定例会に2005年世界大会への大会運営費補助の補正予算案を提出しており、この際に職務命令による研修派遣以外の派遣方法に変更することも可能であった。にもかかわらず、適正な手続きをとらずに職員の派遣を続けたことを見過ごすわけにはいかないことから、知事は当該2名の職員に給与を支出したことに伴う県の損害額を補てんするために必要な措置を講じるべきである。

別記1 SONA事務局体制(平成17年2月1日現在)



※ 数字は人数

計 12部 130人

出身母体別内訳

団 体 名	人 数
長野県	31
宮城県	1
埼玉県	1
長野県警	2
長野県内市町村	33
横浜市	1
特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本	1
民間企業	42
プロパー	18
合 計	130

## 別記2 GOC及びSONAへの本県研修派遣職員一覧

番号	氏名	派遣期間		SONAでの役職名 (平成17年2月1日現在)
		始期	終期	
1	岡部英則	H15.12.1	H16.4.20	
2	上原健次	H15.12.22	H16.4.27	
3	西沢真一	H15.12.22	H17.3.31	ホストタウン部 係長
4	荻原勝美	H15.12.22	H17.3.31	競技・会場運営部 主任
5	小坂利雄	H15.12.22	H17.5.31	広報報道部 係長
6	雨宮貴雄	H16.4.21	H16.8.31	
7	大月良則	H16.4.21	H17.3.31	事務局長
8	高田幸生	H16.4.21	H17.3.31	渉外部 部長
9	山崎信男	H16.4.21	H17.3.31	報道部 部長
10	宮本寿郎	H16.4.21	H17.5.31	競技・会場運営部 部長
11	角田道夫	H16.4.21	派遣中	財務部 部長
12	清水深	H16.4.21	派遣中	財務部 部長
13	勝岡充	H16.4.28	H17.3.31	輸送・宿泊部 部長
14	久保淳一	H16.4.28	H17.3.31	競技・会場運営部 課長
15	田中功一	H16.4.28	H17.3.31	競技・会場運営部 課長
16	松沢正雄	H16.4.28	H17.3.31	式典部 課長
17	仁科英孝	H16.4.28	H17.3.31	ノンスポーツ部 部長
18	加藤慎吾	H16.4.28	H17.3.31	広報報道部 課長
19	原啓明	H16.4.28	H17.3.31	輸送・宿泊部 係長
20	塚本泰司	H16.4.28	H17.3.31	ノンスポーツ部 係長
21	角張友幸	H16.4.28	H17.3.31	競技・会場運営部 係長
22	春原直美	H16.4.28	H17.3.31	式典部 係長
23	小林忠司	H16.4.28	H17.5.31	競技・会場運営部 課長
24	伊藤学	H16.4.28	H17.5.31	ノンスポーツ部 係長
25	松倉義明	H16.4.28	H17.6.30	要員・ボランティア部 部長
26	新井隆司	H16.4.28	H17.6.30	輸送・宿泊部 係長
27	内野祐志	H16.4.28	派遣中	財務部 係長
28	真関隆	H16.4.28	派遣中	渉外部 係長
29	保科正之	H16.6.17	派遣中	事務総長
30	矢澤博	H16.9.1	H17.3.31	競技・会場運営部 課長
31	土屋雅幸	H16.9.1	H17.3.31	競技・会場運営部 係長
32	雨宮洋子	H16.9.1	H17.3.31	危機管理部 係長
33	西村卓也	H16.9.1	派遣中	総務部 部長
34	征矢昇	H16.9.1	派遣中	総務部 係長

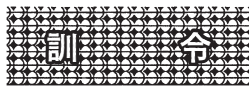
※ 派遣先は、平成16年7月31日以前はGOC、同年8月1日以降はSONA。

別記3 SONA事務局における職名及び職員数

職名	SONA事務局職員総数	うち本県研修派遣職員数
事務総長	1	1
参与	3	—
事務局長	1	1
事務次長	2	—
部長	12	9
部長代理	1	—
部付次長	1	—
課長	14	6
課長補佐	3	—
係長	42	13
主任	47	1
コーディネーター	3	—
計	130	31

※ 職員数は平成17年2月1日現在。

監査委員事務局



長野県訓令第6号

本庁内部部局  
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行します。

平成17年9月29日

長野県知事 田中康夫

別表第3の2中「松本保健所豊科支所 | 松保豊 |」を

「松本保健所安曇野支所 | 松保安 |」に、

「松本農業改良普及センター豊科支所 | 松改豊 |」を

「松本農業改良普及センター安曇野支所 | 松改安 |」に、

「豊科建設事務所 | 豊建 |」を

「安曇野建設事務所 | 安建 |」に改める。

情報公開課

長野県教育委員会訓令第6号

小県郡長門町立長門小学校  
小県郡和田村立和田小学校  
小県郡和田村立和田中学校  
武石村長門町中学校組合立

依田窪南部中学校

下伊那郡上村立上村小学校  
下伊那郡上村立上村中学校  
下伊那郡南信濃村立和田小学校  
下伊那郡南信濃村立遠山中学校  
東筑摩郡明科町立明南小学校  
東筑摩郡明科町立明北小学校  
東筑摩郡明科町立明科中学校  
南安曇郡豊科町立豊科北小学校  
南安曇郡豊科町立豊科南小学校  
南安曇郡豊科町立豊科東小学校  
南安曇郡豊科町立豊科北中学校  
南安曇郡豊科町立豊科南中学校  
南安曇郡穂高町立穂高北小学校  
南安曇郡穂高町立穂高南小学校  
南安曇郡穂高町立穂高西小学校  
南安曇郡穂高町立穂高東中学校  
南安曇郡穂高町立穂高西中学校  
南安曇郡三郷村立三郷小学校  
南安曇郡三郷村立三郷中学校  
南安曇郡堀金村立堀金小学校